

様式 2 (法第 10 条第 2 項関係)

地福第 657 号の 9

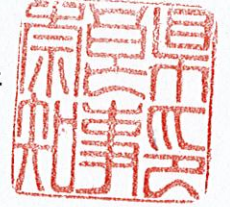
平成 30 年 3 月 5 日

社会福祉法人ぷろぼの

理事長 山内 民興 殿

奈良県知事

荒井 正吾



生活困窮者就労訓練事業認定通知書

平成 30 年 2 月 20 日付で申請のあった生活困窮者就労訓練事業の認定の申請について、生活困窮者自立支援法(平成 25 年法律第 105 号)第 10 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり認定したので、通知します。

| | | |
|---|--|-----------------|
| 認定生活困窮者就労訓練事業を行う者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名 | <p>社会福祉法人ぷろぼの</p> <p>奈良県奈良市大宮町 3 丁目 5 番 39 号第 3 やまと建設ビル 201 号</p> <p>理事長 山内 民興</p> | |
| 認定生活困窮者就労訓練事業を行う事業所の名称及び所在地 | <p>ITセンター大和八木</p> <p>奈良県橿原市八木町 1-7-3 かしはらビル 501 号</p> | |
| 認定生活困窮者就労訓練事業の定員の数及び内容 | <p>5 名</p> <p>商品製造・販売にかかる業務、事務業務、ビジネスマナー訓練</p> | |
| 当該認定に関する事項 | 認定年月日 | 平成 30 年 3 月 5 日 |
| | 認定番号 | 2900000234 |

注) 認定生活困窮者就労訓練事業を変更又は廃止する場合は、それぞれ変更届又は廃止届が必要となります。また、第 2 種社会福祉事業として実施する場合、開始、変更又は廃止について、一か月以内に、それぞれ社会福祉法に基づく届出が必要となります。